

経 発 第 2 1 0 号
警 発 第 2 7 8 号
昭和 3 9 年 7 月 1 3 日

各 所 属 長 様

岐 阜 県 警 察 本 部 長

警察に対する寄付金等の取扱いについて

みだしのことについては、昭和 3 0 年 7 月警察庁発官第 1 2 4 号次長通達「警察後援会等における寄付の廃止について」に基づき、寄付採納承認申請制度（昭和 3 0 年 8 月経発第 1 5 1 号）によって暫定的に抑制措置を講じたところであるが、このたび警察庁から「最近の実態では、警察寄付についての考え方が緩められたかのような錯覚に陥っている感がある」として、当時の通達を再確認するよう厳重な指示がなされた。

したがって、今後とも十分慎重を期し、警察運営の公正に疑惑をまねくことのないよう、次の要領で取り扱うこととしたから遺憾のないようにせられたい。

記

1 寄付金等を受ける場合の条件

- (1) 警察に対する財政援助を主たる目的とする団体を設立し、又は臨時的にもこのような団体名下の寄付は避けること。
- (2) 市町村や一般からの自発的な寄付であってもこれを受けることはできるだけ抑制し、自発的である上、真にやむを得ない状況があり、かつ弊害がない場合に限るものとする。
- (3) 一般から寄付を受ける場合はもちろん、市町村から寄付を受ける場合についても、特別な事情がある場合を除き、警察から直接、間接を問わず寄付を求めることは一切避けること。

2 本部長の承認と留意事項

寄付を受けようとする場合は、事前に本部長の承認を求めるものとするほか、次の点に留意すること。

- (1) 直接であると間接であるを問わず、警察が表面にでて寄付を集めるようなことはしないこと。
- (2) 寄付者の寄付行為が、自発的でないものは受けないこと。
- (3) 警察運営上必要の限度をこえた車両その他の装備物品、および一般庁用品類や、必要の限度をこえた規模の庁舎を新築または増改築するための寄付を受けないこと。
- (4) 市町村からの自発的な寄付であっても、当該市町村の財政事情等からみて、過重な負担をかけるような寄付でないよう注意すること。
- (5) 何人の名義であっても、寄付金を一般住民に割り当てるような募集方法は絶対に行わないこと。
- (6) 寄付者や発起人など寄付関係者が警察運営上弊害を生ずるおそれのあるものでももちろんいけないので、注意すること。

(7) 自動車、原付自転車等の場合、所有権を団体又は特定の個人に留保し、維持費を警察予算でまかなうこととして、これを無償借上を使用する場合があるが、この場合でも実質的には寄付とみなされるので、上記の点に十分留意すること。

3 寄付採納

警察に対する寄付は、すべて本部長の承認を受けたものに限りこれが採納手続きを行うものとする。

なお、現金の寄付採納は警察費予算に計上し、県費財源として取り扱うのが妥当な処理であるので、予算に計上されている金額以外については、名目の如何を問わず警察において一切受領しないこと。

4 承認申請

承認申請は、別記様式で行い、二部を会計課宛に提出して行う。

ただし、年度の当初予算に計上されている寄付金については申請を省略してもよい。

車両無償借上使用の場合は、岐阜県警察車両管理規程（昭和35年7月県警察訓令第11号）第10条（車両の無償使用）様式第1号「車両無償使用契約承認願」に別記様式中の および 以下について所要事項を摘記すること。

別記様式

発第 号
平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

警察署長

寄付採納承認申請書

採納しようとする金額又は物件	〔物品の場合はその明細および時価、土地建物の場合は地目、面積、構造等を記載し、平面図を添付する。〕
寄付申出者の社会的地位、住所、氏名	
寄付採納の事由	(具体的にやむを得ない事由を記載する。)
寄付金品の用途又は利用計画	
寄付を申し出るに至った経緯	
寄付金負担の方法	(具体的に記載すること。)
寄付者や発起人など寄付関係者と警察との関係	〔過去および現在における関係と警察運営上弊害を生ずるおそれはないか詳記する。〕
市町村の場合は財政事情	
寄付採納に伴い必要となる維持費等に要する経費	〔おおむね一年間に必要とされる経費を費目別に記載する。〕
寄付採納についての署長の意見および希望事項	

上記申請については、次の条件を付してこれを承認する。

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長

警察署長 殿

寄付採納についての条件